

賃金の支拂をなしたるに對し、罷業側では越へて八月二日解雇手當を要求したるも之亦拒絶され、引續きアジビラ撤布等の戦術に出でたるも一般の同情を得ること能はず、罷業職工の生活に窮すると共に争議資金難に陥り八月五日より團員の行商隊を組織し行商を開始せり。

十四、解決狀況

かくて勞資双方其態度強硬にして漸次尖鋭化して行つたので、事態を憂慮した所轄門司警察署では八月五日より双方の意見を徴し解決方針旋に努め翌六日左の條件にて解決せり。

解決事項

- 1、歎願書の撤回
- 2、解雇者九名全部復職

- 3、從來一回通（十三回通しを以て普通仕上とす）十一錢の工賃を十錢に低下すること
- 4、争議費用として休業中毎日一人に付日給額平均一圓二十錢の半額六十錢宛支給すること

以上